

よく使われる漢方薬のご紹介

Dr.Kの漢方薬講座

桔梗湯、
(キキョウトウ)
小柴胡湯加桔梗石膏
(シヨウサイコトウカキキョウセッコウ)
扁桃炎、扁桃周囲炎



華陽診療所医師 粕谷 志郎

桔梗は秋の七草の一つとして古くから親しまれてきた花です。家紋にも多く使われてきました。この根が鎮咳、去痰作用を持ちます。桔梗湯は桔梗と甘草の二味の方剤です。甘草は炎症をおさえ、痛みを和らげます。この二つの生薬を合わせますと、喉の発赤、腫脹、痛みの治療薬となります。傷寒論（シヨウカロン）・金匱要略（キンキョウウリヤク）の記載です。ので、1800年も前から使われてきたもの。他の二味の方剤には芍薬甘草湯、大黃甘草湯があり、いずれも即効性があり、あまり体質などの影響もないようです。桔梗湯は風邪の引き始めに使うのが一番有効です。のどに直接ふくみ、接触させると効果がありません。顆粒のどに含み、徐々に溶けていくものを飲み込むという方法がありますが、吸い込むのも心配です。コップ1杯のお湯にといて、のどに含み、ころころ回すようにしてから飲み込むようにしていただいています。のどの発赤や痛みが4〜5日続きますと、桔梗湯では無理のようです。そこで使われるのが、小柴胡湯加桔梗石膏です。文字通り、小柴胡湯という方剤に桔梗と石膏が加わったものです。小柴胡湯は、漢方薬のステロイドともいわれ、消炎作用に優れています。君薬（中心となる生薬）となる柴胡（サイコ）はセリ科植物で、根を乾燥したものを使います。主成分はサイコサポニンで、消炎・排膿作用があります。臣薬（共に働く生薬）は黄芩（オウゴン）で、シソ科の黄金花（コガネバナ）です。なぜか花の色は藤色、黄色いのは根で、これを漢方に使います。解熱、消炎効果があります。こちらも傷寒論・金匱要略に見られる古い方剤です。肺炎などにもよく使われてきました。漢方薬での副作用死亡事故が起こっています。以前ほど処方され

なくなりりましたが、肝機能障害のある方に注意すれば副作用の心配は少ないようです。副作用は間質性肺炎ですので、空咳が出始めたなら要注意です。インターフェロン治療中、肝硬変、肝臓では禁忌です。これに桔梗、石膏を加えた和製漢方となったのが江戸時代と言われています。石膏は硫酸カルシウム2水合物で、解熱、止瀉作用があります。柴胡に石膏を加えた方剤や柴胡に桔梗を加えた方剤がそれぞれ使われ始め、最後に合体したようです。消炎鎮痛作用のある生薬の総結集ですね。こちらは、空腹時、食前に1包、1日3回服用です。介護の現場では昔からセクシャルハラスメント（セクハラ）はありましたが、いよいよ社会問題としてクローズアップされてきました。高齢の方で何らかの理由により、タガが外れた状態になり、女性介護職員の身体を触る行為があります。以前は、「その職員の介護の仕方が悪い」「相手はお客さんだから我慢して」「そういう人はいるので、上手にかわさなきゃ」と当の職員のせいにして、事業所側はほとんど黙認している状態でした。介護職員が離職するのもうなずけまです。当法人でも苦勞してきました。パワーハラスメント（パワーハラ）では、利用者が不当な要求をぶつけ、職員を怒鳴りつけるなどがあります。わずかな職員のミス、不機嫌にしてしまう対応など、確かにプロの介護職員であれば最大限注意しなければならぬことでもあります。お互い人間ですので、信頼し合う態度が必要です。介護職員が不足している現状では、介護職員を萎縮させてしまうような言動は控えていただきたいと切に願っています。具体的な例では、胸やお尻をさわると、卑猥な話ばかりする、怒って家に呼びつける、援助が始まると煙草を吸う、何かにつけて怒鳴り散らすなどです。他の事業所から聞くところでは、お茶に睡眠薬が入っていた、夜中まで監視されたなど犯罪行為もありません。当介護事業部では、この間の行政指導や、社会情勢によりハラスメントから職員を守るために重要事項などの変更を検討したところです。介護する側、される側の良い関係が築けるようにと思っ

介護現場のセクハラ・パワーハラ

介護事業部長 岩原 田鶴子

研修医ごあいさつ



みどり病院 岩田 拓也 医師

初期研修医1年目の岩田拓也と申します。2018年11月からみどり病院で初期研修をさせていただいており、この文を書かせていただいた時点で3カ月目となります。現在は主にみどり病院の病棟で研修を行っています。まだまだ分からないことばかりでご迷惑をおかけすることも多いと思いますが、少しずつ色々なことを学んでいき微力ながらも病院や地域の役に立てればと思いつつ頑張っています。現在の制度では大学を卒業し医師免許を取った後は、2年間の初期研修でいろいろな病院や科を回りまわす。その間に自分の専門の

知って得する

「医療・社会保障制度」について

確定申告の時期となります。1年間（1/1〜12/31）に支払った医療費が、年間10万円（課税所得が200万円未満の場合は課税所得の5%）を超えている場合、医療費控除として申告の際に所得から差し引くことができます。負担した医療費とは、支払った医療費から高額療養費などで補てんされた額を差し引いた額です。納税者本人のほか、生計を一にする配偶者、その他の親族の医療費が対象になります。扶養関係の有無は問いません。別居でも仕送りをしている場合は、利用者が不当な要求をぶつけ、職員を怒鳴りつけるなどがあります。わずかな職員のミス、不機嫌にしてしまう対応など、確かにプロの介護職員であれば最大限注意しなければならぬことでもあります。お互い人間ですので、信頼し合う態度が必要です。介護職員が不足している現状では、介護職員を萎縮させてしまうような言動は控えていただきたいと切に願っています。具体的な例では、胸やお尻をさわると、卑猥な話ばかりする、怒って家に呼びつける、援助が始まると煙草を吸う、何かにつけて怒鳴り散らすなどです。他の事業所から聞くところでは、お茶に睡眠薬が入っていた、夜中まで監視されたなど犯罪行為もありません。当介護事業部では、この間の行政指導や、社会情勢によりハラスメントから職員を守るために重要事項などの変更を検討したところです。介護する側、される側の良い関係が築けるようにと思っ

